



ふるさと納税制度を活用した災害支援

個人の方が災害義援金として寄附をした場合、一定の要件を満たせば、「ふるさと納税」として、所得税や住民税の控除を受けることができます。

災害支援目的のふるさと納税

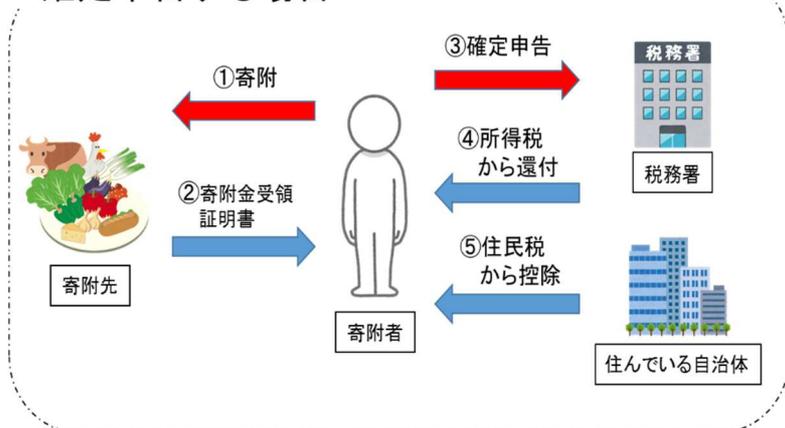
災害が発生して、個人の方がその被災地の都道府県や市区町村など、いわゆる被災自治体へ義援金を送金した場合、当該被災自治体に対する寄附金として、ふるさと納税の取扱いを受けることができます。

ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。多くの自治体では地域の名産品などのお礼の品も用意されており、寄附金の「使い道」の指定もできます。

自分の選んだ自治体に寄附を行うと、上限はありますが原則として 2,000 円を越える部分について所得税や住民税の控除が受けられます。控除を受けるためには、確定申告をするか ワンストップ特例制度の適用に関する申請が必要です。ワンストップ制度が利用できるのは 1 年間の寄附先が 5 自治体以内の場合に限られます。

確定申告する場合



ワンストップ特例制度を利用する場合



西日本豪雨に対する支援にも適用できます

平成 30 年 7 月、西日本を中心に広い範囲で豪雨被害に見舞われ、被害の大きな地域に災害救助法が適用されました。災害救助法の適用を受けた災害については、被災自治体へ直接義援金を送金する以外にも、被災者及び被災自治体の支援を目的とする募金活動を行う団体が受け付けており、最終的に被災自治体や義援金分配委員会等に拠出されることが募金要綱等で明らかにされている義援金についても「ふるさと納税」として取扱われます。例えば、日本赤十字や中央共同募金などです。このように、被災自治体へ直接寄附をしなくても、ふるさと納税制度を活用し、被災者支援を行うことができます。

ご不明な点、ご質問等ございましたら、いつでも担当者までお尋ねください